国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 令和元年 12 月 13 日 経 済 局

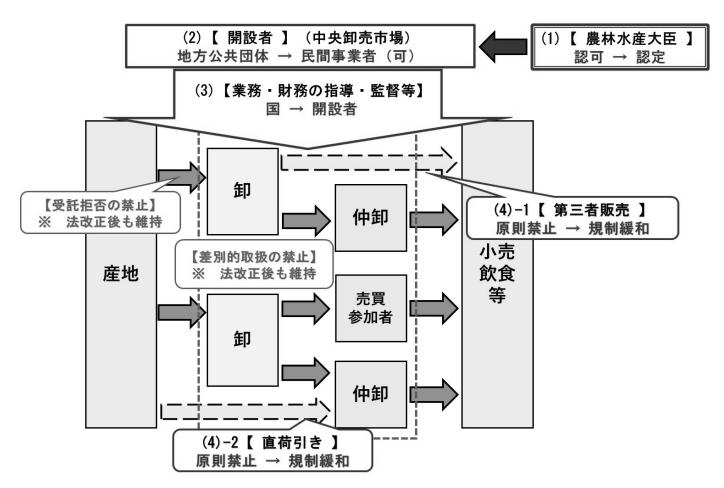
# 市第80号議案 横浜市中央卸売市場業務条例の全部改正

## 1 条例改正の目的

卸売市場法の改正を踏まえ(平成30年6月22日公布)、横浜市が引き続き中央卸売市場を開設し、取引の自由度をできるだけ高めつつ、公平公正な取引の確保や市場の活性化につなげるため、横浜市中央卸売市場業務条例を改正します。

## 2 改正卸売市場法のポイント(令和2年6月施行)

- (1) 農林水産大臣が中央卸売市場を「認可」から「認定」する制度へ変更すること
- (2) 地方公共団体に限定されていた中央卸売市場の開設者について、民間事業者でも可能となる こと
- (3) 国が担ってきた卸売業者等への業務・財務の指導監督等を開設者が実施すること
- (4) 取引ルールの一部について、開設者が各市場の特性に合わせて、禁止や緩和等について定めることができること



### 3 条例改正の主な内容

学識経験者や市場関係者等の委員から構成される附属機関から受けた答申等を踏まえ、主に次の事項について改正します。

### (1) 市場関係者等の定義及び責務の新設「第2条、第3条]

条例改正後の新たな取引ルールのもと、市場関係者それぞれの役割等を明確化し、円滑な市場運営や市場活性化を推進するため、市場関係者等の定義や責務を新設します。

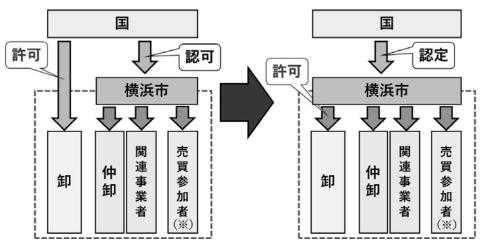
### 【責務の概要】

(横浜市)取引参加者への指導監督、市内中小企業や商店街との連携、市場の特色を生かしたに ぎわいづくりの支援、市場の活性化、災害時の市場の生鮮食料品等の供給拠点としての役割等 (卸売業者)公平公正な取引機会の確保、集荷機能の強化、品揃と取引の充実、市場の活性化等 (仲卸業者)生鮮食料品等の公正かつ妥当な評価(目利き)、取引の充実、市場の活性化等 (関連事業者(※))市場関係者に対するサービスの向上、市場の活性化等

※ 関連事業者とは、市場機能の充実を図り、市場の利用者に対して便益を提供するため、開設者の許可を受けた事業者を言います。(例:飲食店、食料品・雑貨店等)

### (2) 卸売業者の許可制度の新設 [第9条~第19条]

国が卸売業者の許可を行う規定が法律から削除され、法改正後は横浜市が卸売業者の許可を 行うこととするため、卸売業者の許可制度を新設します。



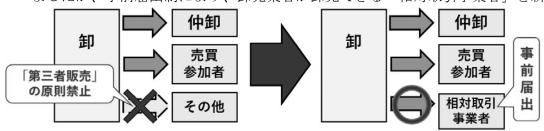
※ 売買参加者とは、開設者による承認を受けることで、仲卸業者以外で、卸売業者から買受けできる者を言います。

#### (3) 取引ルール等の見直し

市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、市場活性化につなげるため、取引ルールを 緩和します。主な変更点は次のとおりです。

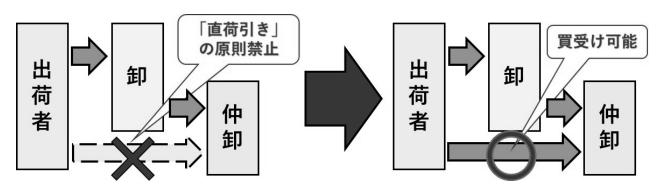
### ア 第三者販売の緩和[第36条、第53条]

卸売業者は仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売(第三者販売)が原則禁止されていましたが、事前届出制により、卸売業者が卸売できる「相対取引事業者」を新設します。



## イ 直荷引きの緩和[第60条]

仲卸業者は卸売業者以外からの買受け(直荷引き)が原則禁止されていましたが、卸売業者から買受けが困難なものを、当該市場の卸売業者以外の者(出荷者、他市場の卸売業者等)から買受けることができるよう緩和します。

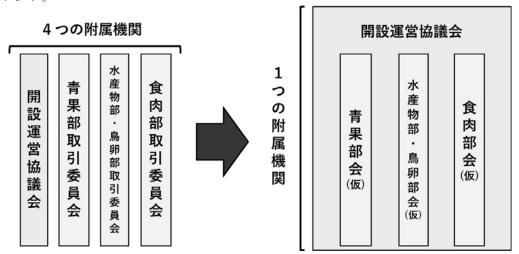


### ウ その他

商物一致の原則[第 57 条]、卸売業者の自己買受の禁止[第 58 条]、卸売業者・仲卸業者の市場外販売の禁止[第 63 条]等については、取引の状況を開設者へ報告すること等により取引できるよう規制を緩和します。また、取扱品目に飲料等を加えます[第 7 条]。

# (4) 附属機関の統合 [第6章 (第74条~第77条)]

市場に関する議論を幅広く総合的に行うため、現在の4つの附属機関の構成(開設運営協議会及び3市場取引委員会)から、1つの附属機関(開設運営協議会)に統合し、3つの部会を設けます。



# (5) 改正条例の名称

市場関係者の責務等、市場について幅広く定めることから、「業務」の文言を削除します。 横浜市中央卸売市場業務条例 → 横浜市中央卸売市場条例

## 4 施行日

令和2年6月21日(ただし、準備行為の規定については公布の日)

### 5 農林水産大臣への認定申請(中央卸売市場の開設)

条例案の可決後、令和2年6月21日の改正卸売市場法の施行に向けて、農林水産大臣への認定申請(中央卸売市場の開設)を行います。

# 〇 附属機関の答申について

卸売市場法改正を機に、学識経験者や市場関係者等の委員から構成される附属機関から受けた 答申は次のとおりです。

### (1) 開設運営協議会からの答申骨子

### ア 業務について (令和元年 10月)

卸売市場法改正を踏まえた業務について、部毎の特性に合わせて取引の自由度をできるだけ 高めつつ、公正・公平な取引の確保や市場の活性化につながるよう改正を行うべきである。

- 市場関係者の役割等を明確にするため定義・責務を新設すべきである。
- 国が行っていた卸売業者の許可制度にかわり、横浜市が許可を行うための制度を新設すべき である。
- 附属機関について、開設運営協議会及び3つの市場取引委員会を開設運営協議会に統合すべきである。 等

### イ 運営について(令和元年8月)

「卸売市場法改正に係る市場の運営方式については、次の理由から、<u>公設公営として横浜市</u>が開設運営の役割を引き続き担っていくことが望ましい。」

- 卸売市場は生鮮食料品等の安定供給、公正な取引の確保等、高い公共的な機能が必要である。
- 横浜市が開設者となることで、
  - ・中小企業振興及び商店街活性化とも連動した市場活性化への相乗効果が期待できる。
  - ・横浜市衛生検査所との連携による、食の安全に関する充実した検査体制が期待できる。
  - ・災害時には、生鮮食料品等の供給拠点として、被災者へ供給する役割が期待できる。
  - ・京浜臨海部山内地区のまちづくりと連携した総合的な取組が期待できる。 等
- ⇒ 横浜市が開設運営者となり、現行の体制で官民一体となって市場の活性化を推進していく ことが望ましい。運営については、指定管理者制度の導入の可能性など、効率・効果的な運 営体制を引き続き検討していくことを期待する。

### (2) 市場取引委員会からの答申骨子

### ア 取引規制等について(令和元年9月)

公正・公平な取引の確保を前提としつつ、今後の市場活性化に向けて<u>規制緩和の方向性で</u> 検討すべきである。

<主な規制緩和>

○ 第三者販売

卸売業者は仲卸業者及び売買参加者(仲卸業者等)以外の者への卸売が禁止されていたが、 仲卸業者等以外の者への卸売を可能とする。

○ 直荷引き

仲卸業者は卸売業者以外からの仕入れについて禁止されていたが、出荷者、他市場の卸売業 者等からの仕入れを可能とする。

※「差別的取扱いの禁止」、「受託拒否の禁止」等の規制は改正法においても維持される。